

バス専門部会の役割、スケジュール（案）について

1. バス専門部会の役割

＜バス専門部会の所掌事務＞

さいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程 第2条

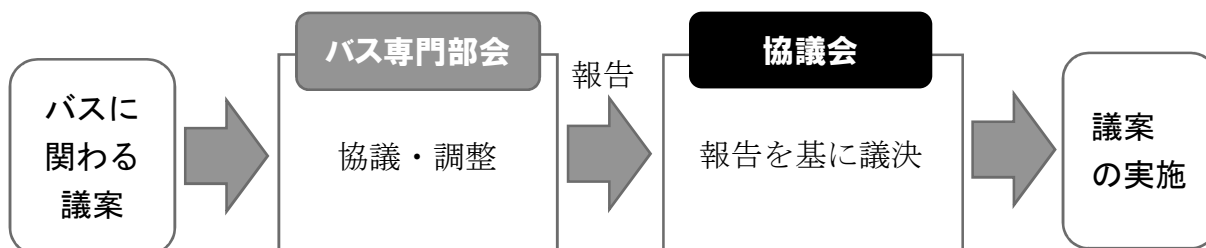
- 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。
- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
 - (2) その他部会が必要と認める事項

具体的には、

- コミュニティバス、乗合タクシーの新規導入、運行改善
- 市内の民間路線バスの活性化、利用促進
- 協議会での議論を受けての検討

等について、協議又は調整をお願いいたします。

2. 協議会との関係性



3. 今後のスケジュール（案）

バス専門部会は、協議会の開催前に開催することを基本とします。

年度	平成30年度				平成31年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
協議会		○	○	○	○		○	○
バス専門部会		☆設置 ○		○	○		○	○